

## 計画策定の基本的な考え方

### 1 適正化の必要性

これからの学校教育は、子どもたちが、自ら学び、自ら考え、解決する力を養う教育を目指すことが求められています。同時に、基礎・基本の徹底と知・徳・体のバランスのとれた教育により、豊かな人間性とたくましい体を育むとともに、社会の変化や多様性に対応できる確かな学力の定着を図る必要があります。

学校では、子どもたちが知識や学力を身につけるだけでなく、集団の中で人間関係を築き様々なことを学習しながら、体力の向上や自主自立性を育んでいくことを教育効果として期待するものであり、発達段階における子どもの人格形成面においても、学校における学校行事やグループ活動、部活動等を通して社会性を育むことが求められています。

このように、学校・学級・部活動等の集団を通じて進められる学校教育にとって、学校規模は大切な要素となります。

#### (1) 小規模校の課題と影響

児童・生徒数の減少による学校の小規模化や複式学級は、学習・指導面、生活面、学校運営面から見ると、次のような課題や影響があると考えられます。

##### 学習・指導面から

児童・生徒一人ひとりの個性や特性に応じた指導がしやすい反面、児童・生徒同士及び教員からの情報量が少なくなりがちで、多様な知識や価値観が育ちにくい面がある。

成績が序列化しやすく新たな意見を出し挑戦しようとする意欲の高まりが乏しい。

授業並びに運動会、文化祭等の学校行事において参加の場が多いものの、音楽での合唱や合奏、運動会での集団演技等が行いにくく、また、部活動の種類が限られ選択の幅が小さい。

複式学級においては、2学年の児童が同時に授業を受けるため、担任からの直接指導の時間が少なくなる。また、指導にあたっては困難な面がある

##### 生活面から

児童・生徒、教職員、保護者それぞれがお互いをよく知り、結びつきが深い反面、人間関係が固定化、序列化しやすく、小さな集団であるので人間関係につまずいた時にその修復に向けた対応が難しくなる。

児童・生徒間の交流が限られているため、適度な刺激や切磋琢磨の機会が少ない。

##### 学校運営面から

教職員や子ども、保護者間での意思疎通がしやすく、全校一体となった指導がしやすい。しかし、教員一人あたりの校務量が多く、緊急時等において十分な対応ができにくい。

教職員数が少ないため、校内での研修や会議等において議論や協議の深まりに乏しく、また、校外での研修や会議等への参加が制限される場合も多い。

#### (2) 適正化による教育の効果

適正化を図り一定規模の学校になれば、次のような学校づくりができることとなります。

### 活力ある学校づくり

小規模校には小規模校だからこそできる特色ある教育活動があったり、家庭的な雰囲気があるといった「良さ」があります。しかし、学校教育は同一年齢による集団を前提としており、子どもたちが多くの友だちと出会う中で、様々な考え方に触れ、多くの人と協調して自ら向上する力を身につけていくことを目標にしています。

一定規模の学校集団の中でさらに活発な学校生活を送り、お互いに刺激し合いながら活力ある学校をつくっていくことは、教育効果の一層の向上につながると考えます。

#### より豊かな心を持ったたくましい児童・生徒の育成

子どもの成長過程においては、大きな集団の中で生活できる力を身につけていくことは重要であり、多くの友達と交わり、人間関係を広げていくことのできる環境づくりが大切です。このことにより、他人の良さを知り、人を思いやる豊かな心を育むこと、さらには自分の大切さも知ることの可能性が大きく広がります。

特に中学校では、部活動をはじめ、さまざまな教育活動の中で、協調性を養い、個性・能力を伸ばし、たくましい人材を育成することができます。

#### 指導体制の充実

指導体制の充実は、教育効果を高めるために必要な条件です。一定規模の学校とすることで、学級数の増加に伴って、教員も増員し、中学校では各教科の専任の教員などの配置が可能になります。これにより、子どもたちは多くの教員から専門的な授業を受けることができるようになります。

また、校内で教員相互の研修の機会も増え、教員同士も切磋琢磨し合うことで、資質および指導力の向上にも結びつくことが期待できます。

#### 豊かな教育環境づくりの推進

学校規模の適正化を推進することで、施設の維持・管理費の効率化を図ることができるとともに、効率化による削減経費を教育環境の向上のためのソフト・ハード両面の施策に充てることが可能となり、さらなる教育環境の充実が図れます。

### (3) 学校施設の整備

本市の学校施設は、先に述べたとおり、老朽化、または、旧耐震基準で建築された校舎や屋内運動場が多くあります。このため、優先的に改修を進めるとともに、耐震診断の結果により、震度6強の大地震によって倒壊等の危険性が高いs 値(耐震強度指標)が0.3未満の校舎等については、早急に耐震化を図る必要があります。

このようなことから、子どもたちに良好な教育環境を整備するには、望ましい学校規模が確保されるように、学校規模の適正化を進めていくことが必要であると考えます。

## 2 適正化に向けた基本的な考え方

### (1) 基本方針

本市の学校規模の現状及び今後の児童・生徒数の推移、地理的条件、通学上の課題等から考えても、法令上での適正規模の学級数を目指すことについては現実的ではなく、また、極めて困難であると考えられます。

小規模、特に複式学級のある学校では、課題を克服するために様々な取り組みを進めていますが、学校や教職員による指導上の工夫・創意だけでは、補うことの難しさも抱えており、特に、今後の児童・生徒数がさらに減少する中では、学校教育本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されます。

一般的な適正化の方法としては、学校の統廃合、通学区域の変更、小規模特別認定校制度（従来の通学区域は残したまま、特定の学校について、通学区域に関係なく市内のどこからでも就学を認める制度）がありますが、本市においては、小規模学校が多く、通学区域の調整で将来の望ましい規模の確保は困難なことから、これまでも学校の統廃合により適正化を図ってきたところです。

通学区域の変更については、地理的条件や歴史的経緯等から極めて困難であること、また、小規模特別認定校制度については、通学上の問題もあり、本市においては、現行の制度の中で、身体的理由や教育上配慮を必要とする場合等は、指定する学校以外への通学を認めているところです。

このようなことから、小学校においては、複式学級の解消を最優先課題とし、各学校が6学級以上の学校規模となるように統廃合により適正化を図るものとします。なお、遠距離や離島等通学が困難な場合等で、低学年児童の安全性と負担軽減を図るため、分校についても検討するものとします。

中学校については、小規模で地理的・歴史的な面や生活圏等の関係が深い地区について適正化を図るものとします。

また、幼稚園については、一定の園児の確保が見込めず教育効果を上げることが困難な場合には、休園を含め廃止を検討するものとします。

なお、新たな教育システムである、小中一貫教育（小学校で行なわれている教育と中学校で行なわれている教育の課程を調整し、一貫性を持たせた体系的な教育方式）については、学校の立地状況を踏まえながら一部導入を検討することとし、学校選択制度（一般的に進学予定の公立の小学校・中学校を複数校の中から選ぶことができるという制度）等については今後の検討課題とします。

### (2) 適正化にあたっての考え方

学校規模の適正化は、次代を担う子どもたちのためという教育上の視点を重視しながら、あくまでも子どもたちが希望に満ち、安心して学校生活を送られるよう、より良い教育環境の中で効果的な教育を受けるために行うことを目的とするものです。上記の基本方針を踏まえ、適正化にあたっては次のとおり進めるものとします。

#### 保護者や地域住民との共通理解

学校の統廃合に際しては、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮するとともに、豊かな教育活動を進めるため、今後も地域の方々の支援を受けながら取り組む必要があります。

そのため、学校の小規模化に伴う適正化の必要性についての共通の理解を深めるた

めの懇談や説明に努め、併せて地域の方々の学校支援を通じて学校と地域の連携を強めます。

#### 学校施設の整備

統合で使用する学校は、既存の学校敷地や施設を活用することを基本とします。また、建築年次や施設の状況により、必要に応じて整備を行うとともに、耐震化は安全確保の面からも喫緊の課題であることから、耐震化未了校においては早期に耐震化を図り、安全安心な学校生活を確保します。

#### 通学手段

学校の統合により通学区域が広がり、通学距離が長くなる場合には、地理的条件や通学の安全性、心身に与える影響等を考慮するとともに、小学校でおおむね4 km、中学校でおおむね6 kmを越える遠距離通学になる場合はスクールバス等の通学手段を確保するものとします。

#### 校区の設定

小学校においては、現行の中学校区域を基本とし、また、中学校については、旧市町の区域内を基本とします。なお、地域の実情に応じてその区域を越えることができるものとして検討するものとします。

#### 廃止となる学校施設の跡地利用

統合により廃止となる学校の建物や土地の利用については、地域住民の意見や要望を聞きながら有効活用を検討します。

### (3) 実施期間

計画の実施期間は、平成22年度から平成28年度までの7年間とし、段階的に実施するものとします。なお、前期の終了年度である平成25年度においては、児童・生徒数の状況や国の制度の動向等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。